

上信越高原国立公園(須坂・高山地域)管理運営計画書

パブリックコメント案

目 次

- (I) 管理運営計画作成の経緯
- (II) 上信越高原国立公園（須坂・高山地域）の概況
- (III) 管理運営方針及びビジョン
- (IV) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
- (V) 適正な国立公園利用の推進に関する事項
- (VI) 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項
- (VII) 国立公園関係者の連携体制等に関する事項
- (VIII) その他

(I) 管理運営計画作成の経緯

■上信越高原国立公園（須坂・高山地域）の公園計画などの全般的な見直し

上信越高原国立公園は、群馬県、長野県及び新潟県の三県の県境にそびえる2,000m級の山々を中心とした公園です。

昭和24年に国立公園として指定され、須坂・高山地域については、昭和27年に規制計画として特別地域が指定され、併せて施設計画が決定されました。その後、公園区域及び公園計画の部分的な見直しは行なわれましたが、公園をめぐる社会情勢の変化や新たに生じた問題に対応するため、平成22年に公園計画の再検討が行われ、公園区域線の明確化や地種区分の変更などが行なわれました。

一方、地域の実情に即した国立公園管理を行うために、公園計画とは別に地方環境事務所長が定める管理計画については、平成13年に須坂市・高山村に加え、旧真田町（現上田市の一部）を含めた地域で「菅平地域管理計画書」が策定され、同計画に基づく管理運営が行われてきました。このうち、旧真田町の区域については、平成19年に公園計画の再検討が行われた草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域を一体として、平成23年に管理計画の改定が完了しています。今般、公園計画の再検討が完了した須坂・高山地域について、地域の実態に即した管理計画の改定を実施しました。

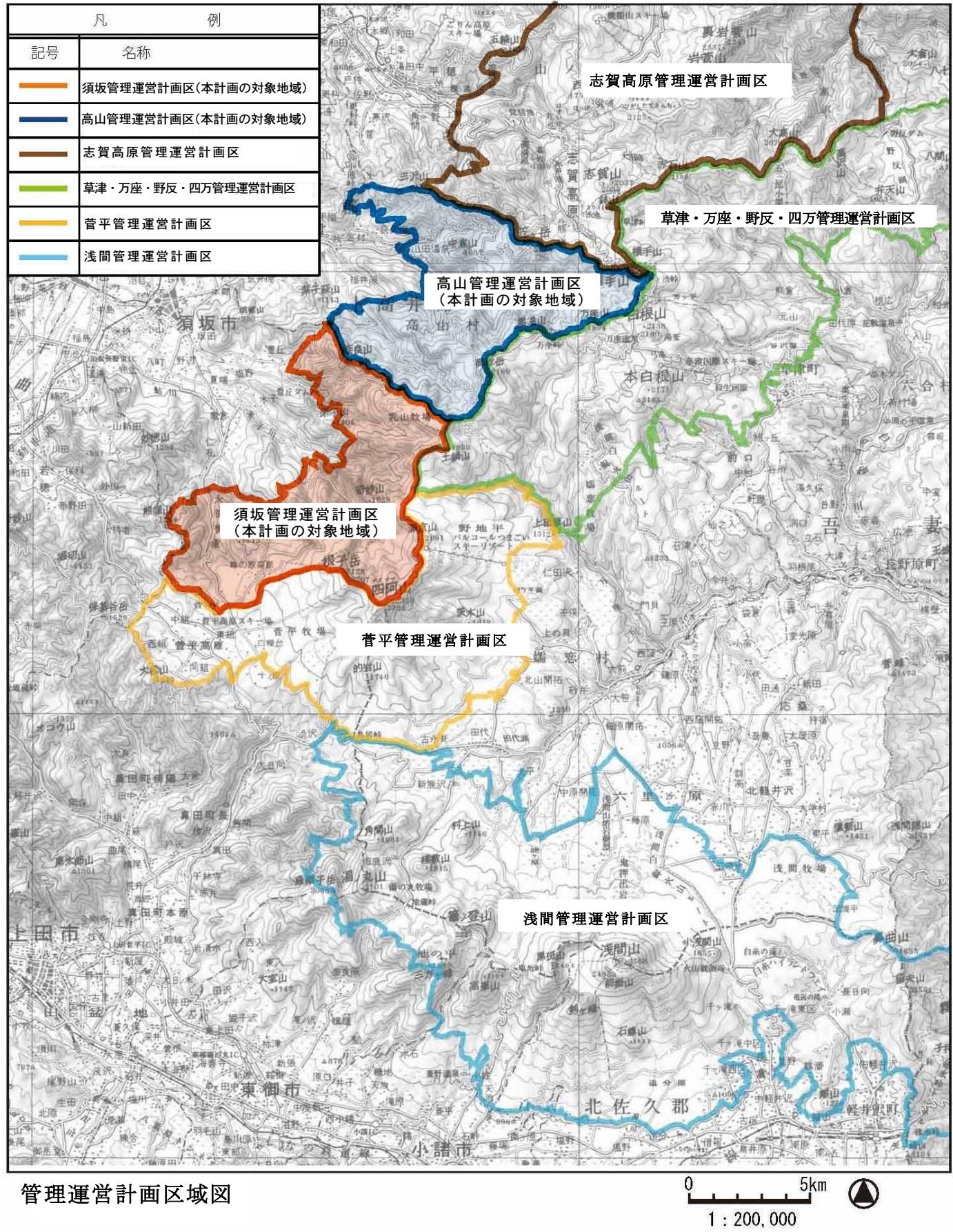
■国立公園の協働型管理運営を進めてきた経緯

環境省では、自然の質に関する価値観や社会情勢などの変化を受け、現代のニーズに合致するような自然公園制度の方向性を検討するため、平成18年から「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会」を開催してきました。検討会が平成19年に取りまとめた「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」では、地域制国立公園の管理運営のあり方として、多様な主体の参画による計画策定や協働による公園の管理運営の必要性とともに、関係者間で公園が果たすべき役割を明確

にした上で、共通の目標や目標を達成するための行動計画を作成することの有効性が指摘されています。その後、平成23年に国立公園における協働型運営体制のあり方検討会が設置され、平成26年3月には、国立公園において協働による管理運営が特に求められる事項、協働型管理運営のために望ましい体制、協働型管理運営体制の推進に必要な施策等についての方向性を整理した「国立公園における協働型管理を進めるための提言」が取りまとめられました。さらに、同提言を受け、それまでの「国立公園管理計画作成要領」が見直され、平成26年7月には、新たな「国立公園管理運営計画作成要領」が作成されるとともに、協働型管理運営の推進に関する自然環境局長通知が発出されました。

■本計画の特徴

本計画の作成にあたっては、「国立公園における協働型管理を進めるための提言」を踏まえ、学識経験者や地域の関係者及び行政機関からなる検討組織として「管理計画検討準備会議」及び「管理計画検討会」を設置するとともに、地域の管理運営に関わる多様な主体からなる「上信越高原国立公園須坂地域連携会議」及び「上信越高原国立公園高山地域連携会議」を設置し、本地域共通の将来目標や目標を達成するための取組みについて議論しました。国立公園の管理運営に関わる地域関係者が、本地域が目指すべきビジョン・将来像を共有し、本計画に反映させたことが、本計画の大きな特徴です。



管理運営計画区域図

(Ⅱ) 上信越高原国立公園（須坂・高山地域）の概況

1. 上信越高原国立公園（須坂・高山地域）の概況

上信越高原国立公園の須坂・高山地域は、長野県の北部に位置し、南側は上田市、北側は山ノ内町、東側は群馬県の嬬恋村、草津町及び中之条町に接しています。

本地域の東側、長野・群馬県境には、横手山、御飯岳（おめしだけ）、四阿山（あずまやさん）などの2,000m級の山々がそびえ、日本海側と太平洋側の分水嶺となっています。日本百名山の一つ四阿山は、山頂北西面に直径約3.5kmのカルデラを有し、浦倉山（うらくらやま）及び根子岳（ねこだけ）とともにその外輪山を形成しています。

また、御飯岳南方に位置する破風岳（はふだけ）は、差別侵食によるメサと呼ばれる台地状の地形を呈しています。

稜線より西側は急峻な谷地形がみられ、松川、樋沢川（ひざわがわ）、米子川などの源流域となっています。松川では、雷滝、八滝などの多くの滝を形成し、米子川は、柱状節理の断崖を流れ落ちる不動滝、権現滝及び奇妙滝を有しています。

また、峰の原高原、五味池破風高原、山田牧場などの高原が点在しており、スキーチャンプー会場、クロスカントリーコースなども多くあります。山田温泉、五色温泉、七味温泉などの源泉が異なる温泉があり、多くの利用者が訪れています。

このように本地域は、国立公園として豊かな自然環境が残されると同時に、その自然環境を活用した多様な公園利用が図られています。

2. 管理計画区の区分

本地域は須坂市域と高山村域にまたがりますが、地理的及び地形的な条件に起因する以下のような理由で、須坂管理計画区と高山管理計画区の2つの管理計画区に区分します。

- 1) 国立公園区域内において、須坂市と高山村を結ぶ道路（車道）がないなど、観光地として独立している。
- 2) 須坂市域は四阿山系、峰の原高原、米子大瀑布、五味池破風高原などがあり、南側及び東側に隣接する上田市域及び嬬恋村域との関連性が強い。
- 3) 高山村域は松川渓谷沿いの温泉、山田牧場、笠ヶ岳などがあり、北側に隣接する山ノ内町域（志賀高原）との関連性が強い。

3. 各管理計画区の概況

(1) 須坂管理計画区

①区域

当管理計画区は、須坂市の南東部に位置し、南側は上田市、東側は群馬県嬬恋村、北側は高山村と接しています。四阿山、根子岳、破風岳、土鍋山、浦倉山などの2,000m級の山々と、峰の原高原、仁礼、豊丘地区の山麓があります。主要観光地としては、峰の原高原、米子大瀑布及び五味池破風高原があります。

②地形・地質

当管理計画区の東縁は群馬県嬬恋村と接しており、破風岳（1,999m）から四阿山（2,354m）まで南北方向に山稜を形成しています。破風岳、土鍋山（1,999.5m）、浦倉山（2,090.8m）、四阿山などの2,000m級の山々は、須坂市のなかで、最も標高の高い山岳地域です。県境より西寄りに位置する根子岳（2,207m）もこれらの山岳地域の一角です。さらに西側には、奈良山（1,639.4m）、梯子山（1,513.1m）などがそびえる標高1,500～1,700mの険しい山岳地域が広がります。

当管理計画区は、大きく固結した岩石と未固結の堆積物からなる地質の地域に2分され、固結した岩石には山地を構成する堆積岩と火成岩とがあります。火成岩類は、さらに火山性の岩石と深成岩類に分類されます。

③気象条件

当管理運営計画区に最も近い気象庁の観測地点である「菅平」における1980年から2010年までの観測データによると、年平均気温は6.4℃であり、年平均最高気温は11.5℃、年平均最低気温は1.0℃で、年平均降水量は1,219.2mmです。また、1982年から2010年までの年平均最大積雪深は102cmで、例年11月～4月まで積雪があります。

④植生

当管理計画区は標高700～2,300mにあり、温帯林のブナ帯に属します。低い山地の尾根にはアカマツが、斜面にはコナラ、クヌギ、シデなどが生育しています。標高1,000m以上ではブナが増え、1,500m以上にはダケカンバ類がみられます。標高1,900m以上は亜高山帯の植生が占め、シラビソ、オオシラビソ、コメツガが優占する針葉樹林や、ガンコウラン、コケモモ、クロマメノキ、ハイマツなどが生育する高山植物群落が見られます。土鍋山、奈良山などでは、積雪により日本海側に分布する多雪地に適応したハルニレ、エゾユズリハなどが生育しています。また、五味池破風高原には地すべりにより生じた五味池をはじめ、池沼及び高層湿原があり、コバイケイソウ、ニッコウキスゲなどの多様な植物が生育しています。

⑤動物

哺乳類では、イノシシが当管理計画区及び周辺の農耕地に出没して農作物に被害を与えていました。同様にニホンザルによる農作物の被害も深刻です。特別天然記念物のニホンカモシカが生息していますが、最近は国立公園区域外、ときには市街地での目撃例もあります。また、ニホンジカがここ10年ほど前から確認されています。ツキノワグマは米子川や北ノ沢の奥地などに生息していますが、夏から秋にかけて、米子町、豊丘町などでも目撃されています。

鳥類では、イヌワシが生息し、四阿山、根子岳の稜線部を含む一帯は行動圏の一部となっています。米子の爆裂火口壁には、アマツバメが生息しています。

魚類及び両生類では、高層湿原及び山地性の池沼、これらを源とする河川、扇

状地末端の湧水などが豊かであるため、イワナ、クロサンショウウオ、ハコネサンショウウオなどがみられます。昆虫では、トワダカワゲラも確認されています。

チョウ類では、北方系のものから南方系のものまで生息し、峰の原高原には、ミヤマモンキチョウ、ベニヒカゲ、五味池破風高原にはベニヒカゲなどの高山蝶が生息し、長野県の天然記念物に指定されています。

⑥利用環境と利用の現況

不動信仰の地、四阿山カルデラ内の米子溶岩にかかる米子大瀑布が景勝地となっています。周辺には江戸時代以降開発された米子硫黄鉱山の遺構が残されています。

また、第2次大戦後、観光ブームにのって五味池破風高原及び峰の原高原が開発されました。特に峰の原高原にはペンション村が開かれ、スキー場が開設されました。その後、ゴルフ場、高地トレーニングコースや宿泊施設が整備され、オールシーズン型リゾートとして発展しています。

米子大瀑布周辺及び五味池破風高原には自然探勝歩道が整備されています。

(2) 高山管理運営計画区

①区域

当管理運営計画区は、高山村の東部一帯を占め、北側は山ノ内町、南側は須坂市、群馬県嬬恋村、東側は群馬県草津町及び中之条町と接しています。笠ヶ岳、御飯岳、破風岳などの2,000m級の山々に囲まれ、渋峠に源を発する松川沿いには、山田温泉、五色温泉などの温泉地が点在し主要観光地となっています。また、ユネスコの人間と生物圏（MAB: Man and Biosphere）計画に基づく志賀高原ユネスコエコパーク（英名: Shiga Highland Biosphere Reserve）にも登録されています。

②地形・地質

当管理運営計画区の東縁の県境には、万座山（1,994.5m）、黒湯山（2,007.2m）、御飯岳（2,160.4m）、破風岳（1,999m）などの2,000m級の山々がそびえ、標高の高い山岳地域を形成しています。これに松川とその諸支流が谷を刻み、起伏の大きい地形を呈しています。また、県境より西寄りに位置する笠ヶ岳（2,075.7m）と老ノ倉山（2,020m）も2,000m級の山岳地域の一角を形成しています。

当管理運営計画区を構成する地質は、山地をつくる古い時代の比較的固結した堆積岩類と、その上を覆う火山岩類、これらを侵食してきた谷や谷の出口にたまつた新しい時代の未固結の火成岩類とに大きく3分類することができます。

③気象条件

気象庁の観測地点である「笠岳」の1981年から2010年の観測データによると、年平均降水量は1,420.4mmです。国立公園区域外のデータですが、村誌によると年間の平均気温が11.8°Cと比較的冷涼であり、東部の山間部では日本海側の気候

の影響により積雪深が2mを超すこともあり、特別豪雪地帯に指定されています。

④植生

標高1,800mまでの森林植生は山地帶上部のブナ帯に属し、ブナ、ミズナラ、オオヤマザクラ、シナノキなどの落葉広葉樹が卓越しています。標高1,800～2,000mの間は亜高山帯となり、オオシラビソ、シラビソ、コメツガなどの針葉樹林が占めます。標高2,000m前後は、眞の高山帯ではありませんが、強い風などの気象条件によって高木が生育できない高山に似た寒冷な環境となっていました。ハイマツ、ガンコウラン、コケモモ、クロマメノキ、ツガザクラなどの高山植物が生育しています。

⑤動物

哺乳類では、広葉樹の樹林帯や、人を簡単に寄せ付けない急傾斜地が多いことから、ニホンザル、ニホンカモシカ、ツキノワグマなどの大型獣の生息を可能としています。またイタチ、タヌキなどの生息も確認されています。最近はイノシシ、ハクビシン、ニホンジカなども見られるようになり、国立公園区域外で農作物に被害を与えていました。

鳥類では、小動物が豊かなため食物連鎖の頂点に立つイヌワシが生息しており、破風岳をはじめとする山域は行動圏の一部となっています。また、山麓域では農薬使用の影響などからマシジミ、イモリなどをはじめとする水棲小動物の減少とともにキセキレイなどの姿が見られなくなっています。

爬虫類では、ヘビ及びトカゲが主なものでカメの仲間は生息しません。しかし、ノネズミ、モグラなどを餌にしているヘビは、野鼠（やそ）駆除剤の散布により急激に数を減らし、食物連鎖によりワシ・タカ類の生息にも影響を及ぼしている可能性があります。

魚類では、松川、樋沢川などの主要な河川が酸性水であることから生息適地が限られており、陸封性のイワナ及びヤマメが一部の溪流にすんでいます。また、両生類では、山田牧場の池のように標高の高いところではモリアオガエルが生息しています。

昆虫類では、多様な環境を反映して多くの種類が見られます。標高の高さが、ミヤマモンキチョウ（長野県天然記念物）といった高山蝶、カオジロトンボ、ルリトンボなどの高山トンボの生息を可能にし、森林の豊かさが幹及び枝を食べるカミキリムシの類を多くしています。また、セミ、アサギマダラ及びコオロギなども数多く生息しています。

⑥利用環境

高山村では、豊かな自然資源を背景に、農業を中心とする第1次産業が基幹産業として営まれてきました。また、昭和に入ると豊かな温泉資源と自然資源を基盤として、山田温泉と山田牧場を核に、それを結ぶ回廊としての松川渓谷や牧・奥山田地区の開発も進められ、温泉保養や、八滝、雷滝の鑑賞、笠ヶ岳などへの

トレッキング、松川渓谷の紅葉などの自然探勝を中心とする観光業が盛んになっています。

現在、当管理運営計画区には、温泉施設、自然探勝施設、スキー場などが整備されており、四季を通じて利用することができます。温泉には山田温泉、松川渓谷温泉、五色温泉、七味温泉及び奥山田温泉があり、古くから利用されています。自然探勝施設には、五色温泉から七味温泉の間に山の音遊歩道、山田温泉付近に鷗外の散歩道コースなどがあり、山田牧場内にも遊歩道が整備されています。スキー場には、山田牧場内に YAMABOKU ワイルドスノーパークが、山田温泉付近にキッズスノーパークがあります。この両スキー場をつなぐ 13km にも及ぶスキーコース（タコチコース）は、自然を堪能できる林間コースとして人気が高まっています。

(Ⅲ) 管理運営方針及びビジョン

1. 管理運営の基本方針と将来目標の位置づけ

本地域の保護及び適正な利用の推進を図るためにには、本地域の管理運営に関わる多様な関係者が協働して様々な取り組みを進める必要があります。このような視点から、本地域の管理運営にあたっては、関係者の共通認識に基づく将来目標を掲げ、それに向かう取組みを多様な主体が連携しながら推進することを基本的な考え方とします。

本地域の将来目標は、国立公園の保護又は利用に関する団体（観光協会、自治会、土地所有者、N P O、地域活動団体など）及び行政機関からなる地域連携会議において、本地域が目指すべき将来像について議論した結果を、管理計画検討会に諮り、将来目標としたものです。

2. 管理運営計画区ごとの将来目標（ビジョン）

（1）須坂管理運営計画区の将来目標（ビジョン）

須坂管理運営計画区の将来目標は、以下のとおりとします。

●将来目標 1

「地域住民が参加する公園（または地域）づくりをし、利用者も安心して楽しめる公園とします」

須坂市の住民自身が国立公園の自然を地域の宝として意識できるようにするため、国立公園の管理運営に地域住民が参加します。そのうえで、公園来訪者が安心して利用し、楽しめる国立公園とします。

●将来目標 2

「動植物、景観、水源の森林を守り、次世代に引き継ぎます」

高山植物や県の天然記念物にも指定されている高山蝶などが生息し、四阿山・根子岳の山岳景観、五味池破風高原の池、植物、そして米子大瀑布などの景観も来訪者を楽しませています。また、国立公園の森林は大切な水源地ともなっています。これらの自然環境を将来にわたって引き継ぐことを目指します。

●将来目標 3

「国立公園の様々な情報を発信し、地域住民や利用者が、魅力ある国立公園であることを意識できるような公園を目指します」

国立公園区域の位置情報をはじめ、自然環境や利用ルールの情報を積極的に発信し、地域住民や利用者にとって魅力ある国立公園であることを実感できるようにします。

(2) 高山管理運営計画区の将来目標（ビジョン）

高山管理運営計画区の将来目標は、以下のとおりとします。

●将来目標 1

「美しい北信濃の山並みや渓谷、高原の風景、紅葉など、高山地域の自然の魅力が楽しめる公園とします」

県境部に連なる 2,000m 級の山々や、松川とその諸支流が刻んでできた渓谷、渓谷に生える木々の紅葉、山田牧場などの高原の風景など、高山地域特有の自然の魅力が最大限に楽しめる公園を目指します。

●将来目標 2

「地元の関係者と利用者との間で公園利用に関するルールを共有し、誰もが気持ちよく利用できる公園を目指します」

不法投棄や貴重な植物の採取などの撲滅に向け、地元の関係者で共有認識を持つとともに、利用者にも理解を求め、利用マナーの向上を図り、誰もが気持ちよく利用できる公園を目指します。

●将来目標 3

「高山地域の優れた自然環境や、人の手により守られてきた美しい村の景観を、次世代に引き継ぎます」

地域の優れた自然環境や、かつて間伐や炭焼きなどの人間活動により維持されてきた里山の景観を保全し、次世代に引き継ぎます。

3. 将来目標達成のための仕組み

将来目標達成のため、国立公園に関わる様々な主体が参加した枠組みを構築し、下記のような事項について、継続的に議論を重ね、協働して目標達成に向けた取組を進めて行くことが必要です。

- ・ 将来目標の実現に向けた行動指針及び行動計画の策定
 - ・ 行動計画に基づく各主体の取組の進捗状況の定期的な確認と評価
 - ・ 必要に応じた行動計画の改定
 - ・ 新たな課題の抽出と対応方法の検討
 - ・ 各主体の連携方策の検討と国立公園の管理運営に関する意見の取りまとめ
- など

本地域では、平成 24 年度から平成 25 年度に地域連携会議において、将来目標を達成するための行動指針及び行動計画を含むアクションプランを須坂、高山の各管理運営計画区毎に策定するとともに、協働型管理運営体制の仕組みづくりをすすめました。本アクションプランに関係者等詳細な情報を記しています。

(IV) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

1. 保全すべき景観資源と主要展望地

各管理運営計画区において、具体的な保全すべき景観資源とその主要な展望地は、下記のとおりとします。これらについては公園の管理運営に関わる地域関係者と連携し、適正に保全を図ります。

(1) 須坂管理運営計画区

①五味池破風高原（第2種特別地域）

✧ 保全すべき景観資源

溶岩台地、五味池破風高原（五味池、高山植物、レンゲツツジ群落、エゾリンドウ群落など）

✧ 主要展望地

土鍋山、五味池破風高原

②四阿山・根子岳（第2種特別地域）

✧ 保全すべき景観資源

四阿山・根子岳、山麓部に広がる高原

✧ 主要展望地

四阿山・根子岳登山道及び山頂、峰の原高原

③米子大瀑布（第2種特別地域）

✧ 保全すべき景観資源

米子大瀑布（不動滝、権現滝）、柱状節理

✧ 主要展望地

米子大瀑布周辺遊歩道

(2) 高山管理運営計画区

①笠ヶ岳（第1種特別地域）

✧ 保全すべき景観資源

笠ヶ岳

✧ 主要展望地

山田牧場、山田峠

②破風岳・毛無山（第1種特別地域）

✧ 保全すべき景観資源

破風岳・毛無山、破風岳のメサと呼ばれる台地状の地形

✧ 主要展望地

県道大前須坂線、毛無峠

③万座山等（第2種特別地域）

✧ 保全すべき景観資源

万座山から渋峠にかけての山並み

✧ 主要展望地

笠ヶ岳、御飯岳、中倉山、横手山、渋峠、山田峠、国道292号線、県道豊野南志賀公園線

④御飯岳（第2種特別地域）

✧ 保全すべき景観資源

御飯岳

✧ 主要展望地

県道大前須坂線、五味池御飯岳線道路（歩道）

⑤松川渓谷・老ノ倉山・大平台地（第2種特別地域、第3種特別地域）

✧ 保全すべき景観資源

V字状渓谷、渓谷沿いの滝（雷滝、八滝、七味大滝、六坊滝など）、松川沿いの紅葉、老ノ倉山

✧ 主要展望地

県道豊野南志賀公園線、舞の道遊歩道、林道山田入線、林道鎌田入線

2. 保全すべき自然環境

各管理運営計画区において、具体的な保全すべき自然環境は、下記のとおりとします。これらについては公園の管理運営に関わる地域関係者と連携し、適正に保全を図ります。

（1）須坂管理運営計画区

①五味池破風高原の植物群落（第2種特別地域）

五味池破風高原には、県下最大級のレンゲツツジ群落と、長野県有数のエゾリンドウ群生地があります。

②破風岳、土鍋山の天然林（第2種特別地域）

コメツガ、シラビソ及びダケカンバが優占する亜高山帯針葉樹林の天然林が分布しています。

③四阿山・根子岳の高山植物群落（第2種特別地域）

根子岳は花の百名山の一つで、ガンコウラン、カラフトイバラ、クロマメノキ、コケモモなどの高山植物が豊富な草原の山です。

④高標高地に生息するチョウ及びその繁殖地（長野県天然記念物）

長野県の天然記念物であるミヤマモンキチョウ、ミヤマシロチョウ、ベニヒカゲが生息し、その食樹であるクロマメノキ、ヒロハノヘビノボラズ、メギ、スゲ類などが生育しています。

(2) 高山管理運営計画区

①笠ヶ岳の天然林及び高山植物群落（第1種特別地域）

一帯には、コメツガ、オオシラビソ及びダケカンバが優占する亜高山帶針葉樹林の天然林が分布し、山頂付近には、ハイマツの小群落及びコケモモなどの高山植物が生育しています。

②破風岳・毛無山の風衝地群落（第1種特別地域）

毛無山から破風岳北斜面にかけては、ガンコウラン、コケモモ、ハイマツ、ササなどが生育する風衝地群落が分布しています。

③万座山の天然林・ササ自然草原及び山田峠周辺の高山植物群落（第2種特別地域）

一帯には、シラビソ、オオシラビソ及びダケカンバが優占する亜高山帶針葉樹林の天然林並びにササ自然草原が分布しています。また、山田峠周辺は風衝地となっており、クロマメノキ、コケモモ、ハイマツなどが生育しています。

④御飯岳の天然林・ササ自然草原（第2種特別地域）

シラビソ及びコメツガが優占する亜高山帶針葉樹林の天然林並びにササ自然草原が分布しています。

⑤松川沿いの植生（第3種特別地域）

松川沿いの植生は、ブナ、ミズナラ及びシラカンバが優占する落葉広葉樹の二次林であり、多種類のカエデが生育していることから、紅葉の名所となっています。

3. 野生動植物の保護管理

両管理運営計画区を擁する本地域は、2,000m級の山々があり、自然環境も豊かであることから、野生動植物が多く生息又は生育しています。これらを、(1) 保護管理が必要な野生動物、(2) 保護が必要な希少野生動植物に分類し、それぞれ下記のとおりとします。

保護管理が必要な対象種については、「鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の「第二種特定鳥獣管理計画」をもとに適正に管理を行ない、保護が必要な希少野生動植物については、関係者と連携し、適正に保護を図ります。

(1) 保護管理が必要な野生動物

対象種

- ✧ ニホンカモシカ
- ✧ ツキノワグマ
- ✧ イノシシ
- ✧ ニホンザル
- ✧ ニホンジカ

(2) 保護が必要な希少野生動植物

対象種

- ✧ ヤマネ
- ✧ イヌワシ
- ✧ クマタカ
- ✧ オオタカ
- ✧ クロサンショウウオ
- ✧ モリアオガエル
- ✧ ミヤマモンキチョウ
- ✧ ベニヒカゲ
- ✧ ヒメギフチョウ
- ✧ 上記のほか、「環境省レッドリスト掲載種」、「長野県レッドデータブック掲載種」、「須坂市レッドリスト掲載種」、「上信越高原国立公園指定植物」を対象とします。

(V) 適正な国立公園利用の推進に関する事項

本地域は、大都市圏からのアクセスが比較的良好く、スキー場、温泉施設などの利用施設が整備されていることなどから、老若男女を四季を通じて楽しませることができる資質を持っています。しかし、隣接する地域と比較すると公園利用者数は多いとは言えず、来訪者はもとより地域の住民からも、国立公園であることが十分に認識されていない状況も見受けられます。また、貴重な動植物の無断採取やゴミの不法投棄がみられるなど、国立公園としての資質を脅かす状況も生じています。

そこで、国立公園の魅力や利用情報の発信などを通じ、国立公園に対する認識及び理解の向上を図り、適正な利用を推進します。

1. 国立公園の魅力や情報の発信

国立公園内外に向けた国立公園の情報の発信、体験プログラムなどを通した自然の魅力の紹介によって、国立公園に対する認識及び理解の向上を図ります。

【国立公園の魅力や情報の発信に向けた方法】

- ✧ 国立公園の表示や案内板の設置
- ✧ インターネットなどの様々な媒体による国立公園の魅力、自然、ルールなどの情報の発信
- ✧ 情報を収集し一元的に発信する仕組み構築
- ✧ 利用者向けの自然体験・学習プログラムの提供
- ✧ 上記プログラムの実施者の育成

2. 国立公園のルールの普及や利用マナーの向上

貴重な植物の盗掘、ゴミの不法投棄などを防ぐため、国立公園のルールの普及や利用マナーの向上を図ります。

【国立公園のルールの普及や利用マナーの向上のための方法】

- ✧ インターネット、パンフレットなどを用いたルールやマナーの周知
- ✧ 利用者向けの自然体験・学習プログラムを通じた国立公園のルールや利用マナーの啓発
- ✧ 植物の盗掘、ゴミの不法投棄などを防ぐためのパトロール強化
- ✧ 監視中のステッカーなどの作成及び配布による意識啓発

(VI) 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項

1. 許可、届出等取扱方針

(1) 特別地域

特別地域における各種行為についての自然公園法の行為許可申請に対する審査基準としては、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401006 号) 第 6 に規定するとおり、自然公園法施行規則第 11 条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401008 号)において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針（審査基準）によるものとする。また、国立公園の保護又は利用の推進のために、行為に際し特に配慮を求める事項を下記のとおり定める。

行為の種類	取扱方針
全行為共通	<p><審査基準></p> <p>(ア) 展望・眺望</p> <ul style="list-style-type: none">周囲の自然環境と調和し、第 3 章 1. に掲げる主要展望地からの展望・眺望を妨げないものであること。 <p>(イ) 規模</p> <ul style="list-style-type: none">第 3 章 1. に掲げる保全すべき景観資源の保全をはじめ、風致の保護上の判断に重点を置き、行為の目的を達成するために必要な最小限の規模とすること。 <p>(ウ) 残土処理方法</p> <ul style="list-style-type: none">国立公園区域外に搬出すること。ただし、行為敷地内における敷き均し等によって風致の保護上支障のないよう処理できる場合、又は、自然公園法に係る許可等を受けた他の行為に適切に適用できる場合はこの限りではない。 <p>(エ) 修景緑化方法</p> <ul style="list-style-type: none">行為に伴う支障木は、可能な限り行為地周辺の修景緑化に使用すること。工作物の周囲は、平成 27 年 10 月の「自然公園における法面緑化指針」を踏まえ、可能な限り修景緑化すること。修景緑化には、可能な限り行為地周辺に自生する在来種の植物又はその種子を使用すること。また、地表を改変する場合は、極力表土を保存し、修景緑化に利用すること。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none">公園事業として執行することが適当な行為については、公園事業として執行すること。行為に際し外来生物を持ち込まないよう必要な措置を講ずること。第 3 章 3. (2) に掲げる希少野生動植物が行為予定地及びその周辺に生息又は生育する場合は、当該希少野生動植物へ悪影響を与えないよう必要な措置を講ずること。

<p>1 工作物</p> <p>(1)建築物</p>	<p><審査基準></p> <p>(ア)外部意匠・色彩・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根の形状は、2/10～5/10の勾配を有する切妻、寄棟等とすること。ただし、小規模な車庫、倉庫等や日本の伝統様式を踏襲する社寺等についてはこの限りではない。 ● 屋根の色彩は、こげ茶色系又は黒色系とすること。ただし、自然材料（木材、石材等）又は銅板葺きを用いる場合は素材色も可とする。 ● 壁面の色彩は、茶色系とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色、また、公園利用者から望見されない場合は白色系又は黒色系も可とする。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車庫、倉庫等小規模な付帯建築物は、極力主たる建築物と一体的に整備すること。 ● 法面や裸地が生ずる場合は、(2)道路（車道）<審査基準>(ウ)法面処理に準じて取り扱う。
<p>(2)道路（車道）</p>	<p><審査基準></p> <p>(ア)線形・勾配</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 曲線半径、道路の縦断勾配等は、極力現地形に順応させることなどにより、自然環境に与える影響を必要最小限とする計画であること。 <p>(イ)付帶工作物の外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 野生動物が生息する地域では、皿型側溝を用いるなど野生動物の移動を妨げないよう対策を講じること。 ● 橋梁の色彩はこげ茶色とすること。また、コンクリート橋は、コンクリートの明度を弱めること。ただし、公園利用者から望見されない箇所においては、この限りではない。 ● 防護柵は、ガードケーブルを用いること。ただし、安全確保上やむを得ない場合は、ガードレールも可とする。 ● 防護柵の色彩は、ケーブル部分を除きこげ茶色とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も可とする。 ● 案内標識等は必要最小限とし、デザイン、規格等の統一を図ること。 ● 道路照明は、光害予防の観点から、トンネル及びその周辺、橋梁及びその周辺、チェーン脱着所、待避所又は夜間に歩行者が利用する区間において、安全確保上やむを得ない場合に限定し、必要最低限のものとすること。また、その支柱等の色彩はこげ茶色とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も可とする。 ● 落石防止柵及び落石防止網の色彩は、支柱等の部分をこげ茶色とし、網の部分をこげ茶色又は光沢のない灰色とすること。 ●擁壁等は、自然石等の自然材料を用いるか、自然材料を模した表面仕上げとすること。 <p>(ウ)法面処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 切取及び盛土面は安定化を図るため、必要に応じて緑化等の措置を講ずること。

	<ul style="list-style-type: none"> ● コンクリート吹付けは、安全確保上やむを得ない場合に限定し、コンクリートの明度を弱め、修景緑化することなどにより、風致への影響を軽減すること。 <p>(エ) 廃道の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 廃道敷は、工作物を撤去の上、修景緑化すること。ただし、やむを得ない理由により撤去することが困難な場合はこの限りではない。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 掘削によって生じた土砂及び岩石は極力工事現場において活用すること。 ● 掘削土を谷側や周囲へ流出させない措置を講じること。
(3) 配電・送電・通信施設	<p><審査基準></p> <p>(ア) 位置・構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第3章1.に掲げる主要展望地、公園事業施設、及び公園利用者が通行する道路（車道及び歩道）からの展望・眺望に支障がない位置に設置するかこと。ただし、展望・眺望に支障がないよう地下埋設、自然物での遮蔽、既存工作物への付帯（添架）等を行う場合はこの限りではない。 ● 公園利用者から望見される既存施設については、建て替えに際し、可能な限り展望に支障がない位置への設置や地下埋設等を行うこと。 <p>(イ) 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工作物の色彩は、背景に溶け込むよう、原則としてこげ茶色とすること。ただし、既存工作物に付帯（添架）させる場合は、既存工作物と調和する色彩とすること。 ● ケーブル類の色彩は、背景に溶け込むよう、原則としてこげ茶色又は黒色とすること。ただし、既存工作物に付帯（添架）させる場合は、既存工作物と調和する色彩とすること。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通信施設は、建築物等の既存工作物へ付帯（添架）させること。 ● 電力線、通信線等は、共架又は既存支柱へ付帯（添架）させること。
(4) 自動販売機	<p><審査基準></p> <p>(ア) 位置・配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 既存建築物への付帯とし、軒下、建物壁面線より内側に埋込む等目立たない配置とすること。また、設置する数は必要最小限とすること。 <p>(イ) 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ● こげ茶色又は建物壁面と同一配色とすること。
(5) 治山・治水・砂防施設	<p><審査基準></p> <p>(ア) 外部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工作物の露出部分は、自然石等の自然材料を用いるか、自然材料を模した表面仕上げとすること。ただし、公園利用者の展望・

	<p>眺望に支障のない場合はこの限りではない。</p> <p>(イ) 法面処理</p> <ul style="list-style-type: none"> 切取及び盛土面は安定化を図るため、必要に応じて緑化等の措置を講ずること。 コンクリート吹付けは、安全確保上やむを得ない場合に限定し、コンクリートの明度を弱め、風致への影響を軽減すること。
2 木竹の伐採	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について（昭和34年11月9日国発第643号）」及び「同（国有林の取扱）（昭和48年8月15日環自企第516号）」を基本として地域の風致に配慮した施業とすること。 土場、作業道及び架線は、公園利用者から望見されないよう配慮した配置とすること。
3 土石の採取 (1) ボーリング	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 湿原、温泉、湧水等の水文環境への影響を十分考慮すること。
(2) 採石業等	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 河川砂利の採取以外は行わないこと。 公園利用者から望見されない位置で行うこと。 第3章3.(2)に掲げる希少野生動植物が生息又は生育する場所では行わないこと。 湿原、温泉、湧水等の水文環境への影響を十分考慮すること。
(3) 他の土石の採取	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 学術研究のために行われるもの以外は極力行わないこと。
4 広告物 (1) 公園利用に係る標識類(仮設を除く)	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 公園利用に係る標識類のデザインは、「自然公園等施設技術指針」（平成25年7月環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室）における第3部第7章公共標識（サイン類）に準じたものとすること。 可能な限り外国語を併記すること。
(2) その他広告物(仮設を除く)	<p><審査基準></p> <p>(ア) 色彩、材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> 本体に使用する材料は、原則として自然材料とし、色彩は素材色又はこげ茶色とすること。必要に応じてその他の材料を使用する場合は、背部を含め、色彩はこげ茶色とすること。 表示面に使用する色彩は、自然材料の素材色、茶色、ベージュを基調とすること。ただし、法令に基づくものや安全確保上必要なもの等公共性の高いものはこの限りではない。 表示面に記載する文字は白色及び黒色を基本とすること。ただし、法令に基づくものや安全確保上必要なもの等公共性の高いものはこの限りではない。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 照明を使用する場合は、必要最低限とすること。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 乱立防止の視点から、必要最小限の個数とするほか、同種のものの及び同位置に設置するものは統合すること。 ● 必要に応じて外国語を併記すること。
5 学術研究共通	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行為にあたっては、あらかじめ志賀高原自然保護官事務所に連絡するとともに、申請書（協議書）及び指令書（回答書）の写しを携行の上、行為が許可されていることを示す腕章等を着用すること。 ● 公園利用者の集まりやすい場所における行為は避けること。 ● やむを得ず高山植物群落等に立ち入る場合には、植物の損傷を最小限とする措置を講じること。 ● 行為終了後 6 ヶ月以内に、行為の結果（ex:採取場所、採取数量等）及び当該行為に係る指令書（回答書）の日付・文書番号を記した書面を 2 部、志賀高原自然保護官事務所を経由の上、長野自然環境事務所へ提出すること。 ● 行為の結果に係る報告書を作成した場合は、当該報告書を 2 部、志賀高原自然保護官事務所を経由の上、長野自然環境事務所に提出すること。

(2) 普通地域

普通地域内の行為に係る措置命令等の処分は、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401006 号）第 25 の規定に基づき、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について」（平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号）によるほか、第 3 章 1. に掲げる主要展望地からの展望・眺望を著しく妨げる場合や第 3 章 1. に掲げる保全すべき景観資源の保全上著しい支障が生じる場合など、風景を保護するために必要があると認める場合に行う。

普通地域内の行為については、1. (1) 特別地域の取扱方針を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導する。また、行為地に適用される長野県、須坂市又は高山村の条例、指導指針等があればこれも参考として指導する。

なお、ゴルフ場の取扱については「国立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について」（平成 2 年 6 月 1 日付け環自保第 343 号）に基づき指導する。

2. 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401003 号）によるほか、下記の取扱方針（施設の基準、配慮を求める事項）によるものとする。

事業の種類	地区	取 扱 方 针
全事業共通	全地区共通	<p><施設の基準></p> <p>(ア) 残土処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園区域外に搬出すること。ただし、事業敷地内における敷き均し等によって風致の保護上支障のないよう処理できる場合、又は、自然公園法に基づく許可等を受けた他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。 <p>(イ) 修景緑化方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業の執行に伴う支障木は、可能な限り事業敷地及びその周辺の修景緑化に使用すること。 ● 工作物の周囲は、平成 27 年 10 月の「自然公園における法面緑化指針」を踏まえ、可能な限り修景緑化すること。 ● 修景緑化には、可能な限り事業敷地周辺に自生する在来種の植物又はその種子を使用すること。また、地表を改変する場合は、極力表土を保存し、修景緑化に利用すること。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行為に際し外来生物を持ち込まないよう必要な措置を講ずること。 ● 第 3 章 3. (2) に掲げる希少野生動植物が事業敷地及びその周辺に生息又は生育する場合は、当該希少野生動植物に悪影響を与えないよう必要な措置を講ずること。 ● 展望地においては、必要に応じて展望・眺望の支障となる木竹の伐採を行うこと。 ● 標識類は必要に応じて外国語を併記すること。
道路(車道)	各地区共通	<p><施設の基準></p> <p>(ア) 線形・勾配</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 曲線半径、道路の縦断勾配等は、極力現地形に順応させることなどにより、自然環境に与える影響を必要最小限とする計画であること。 <p>(イ) 付帯工作物の外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 野生動物が生息する地域では、皿型側溝を用いるなど野生動物の移動を妨げないよう対策を講じること。 ● 橋梁の色彩はこげ茶色とすること。また、コンクリート橋は、コンクリートの明度を弱めること。 ● 防護柵は、ガードケーブルを用いること。ただし、安

		<p>全確保上やむを得ない場合は、ガードレールも可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防護柵の色彩は、ケーブル部分を除きこげ茶色とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も認めること。 案内標識等は必要最小限とし、デザイン、規格等の統一を図ること。 道路照明は、光害予防の観点から、トンネル及びその周辺、橋梁及びその周辺、チェーン脱着所、待避所又は夜間に歩行者が利用する区間において、安全確保上やむを得ない場合に限定し、必要最低限なものとすること。また、その支柱等の色彩はこげ茶色とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も可とする。 落石防止柵及び落石防止網の色彩は、支柱等の部分をこげ茶色とし、網の部分をこげ茶色又は光沢のない灰色とすること。 擁壁等は、自然石等の自然材料を用いるか、自然材料を模した表面仕上げとすること。 <p>(ウ) 法面処理</p> <ul style="list-style-type: none"> 切取及び盛土面は安定化を図るため、必要に応じて緑化等の措置を講ずること。 コンクリート吹付けは、安全確保上やむを得ない場合に限定し、コンクリートの明度を弱め、修景緑化することなどにより、風致への影響を軽減すること。 <p>(エ) 廃道の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃道敷は、工作物を撤去の上、修景緑化すること。ただし、やむを得ない理由により撤去することが困難な場合はこの限りではない。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 掘削によって生じた土砂及び岩石は極力工事現場において活用すること。 掘削土を谷側や周囲へ流出させない措置を講じること。 歩行者の多い区間は歩行者用通路を整備すること。
道路(歩道)	各地区共通	<p><基本方針></p> <p>登山者の事故防止及び高山植物の保護のため、案内板、指導標又は制札の設置を検討するものとし、材料は極力自然材料を用いるものとする。荒廃区間及び未整備区間の改良整備に当たっては、沿線の自然の改変を必要最小限とする。また、湿原部分は必要に応じて木道の整備を行う。</p> <p><施設の基準></p> <p>(ア) 標識類</p> <ul style="list-style-type: none"> 標識類のデザインは、「自然公園等施設技術指針」(平成25年7月環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室)における第3部第7章公共標識(サイン類)に準じたものとすること。

	米子線	<p><基本方針></p> <p>米子大瀑布を周遊する探勝歩道であり、探勝者による適正な利用が図られるよう整備する。</p>
	笠ヶ岳登山線	<p><基本方針></p> <p>町村境から笠ヶ岳に至る登山道であり、登山者による適正な利用が図られるよう整備する。</p>
	五味池御飯岳線	<p><基本方針></p> <p>大池（五味池）から御飯岳に至る歩道である。乳山牧場内は探勝歩道として探勝者による適正な利用が図られるよう整備する。また、破風岳から御飯岳までは登山道として登山者による適正な利用が図られるよう整備する。</p>
園地	各地区共通	<p><基本方針></p> <p>展望、休憩、情報提供等、地域の利用特性に応じた整備を図る。また、特に公園利用者が集まりやすい場所における危険木の処理に留意する。</p> <p><施設の基準></p> <p>(ア)建築物の外部意匠・色彩・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根の形状は、2/10～5/10の勾配を有する切妻、寄棟等の勾配屋根とすること。ただし、小規模な車庫、倉庫等についてはこの限りではない。 ● 屋根の色彩は、こげ茶色系又は黒色系とすること。ただし、自然材料又は銅板葺きを用いる場合は素材色も認める。 ● 壁面の色彩は、茶色系とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色、また、公園利用者から望見されない場合は、白色系又は黒色系も認める。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車庫、倉庫等小規模な付帯建築物は、極力主たる建築物と一体的に整備すること。 ● 法面や裸地が生ずる場合は、道路（車道）各地区共通<施設の基準>(ウ)法面処理に準じて取り扱う。
宿舎	各地区共通	<p><施設の基準></p> <p>(ア)建築物の外部意匠・色彩・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根の形状は、2/10～5/10の勾配を有する切妻、寄棟等の勾配屋根とすること。ただし、小規模な車庫、倉庫等についてはこの限りではない。 ● 屋根の色彩は、こげ茶色系又は黒色系とすること。ただし、自然材料又は銅板葺きを用いる場合は素材色も認める。 ● 壁面の色彩は、茶色系とすること。ただし、自然材料

		<p>を用いる場合は素材色、また、公園利用者から望見されない場合は、白色系又は黒色系も認める。</p> <p>(イ) 規模</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さは 15m以下とすること。ただし、既に 15mを超えていた既存建築物の増改築又は建替えの場合は、従前の高さを超えないこと。
山田温泉		<p><基本方針></p> <p>温泉、自然探勝等の利用を推進するため、山中の宿泊地として整備し、施設及びサービスの充実を図る。</p> <p><施設の基準></p> <p>(ア) 外部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の意匠は、和風様式を基調とすること。
七味温泉		<p><基本方針></p> <p>温泉、自然探勝等の利用を推進するため、山中の宿泊地として災害防止に配慮しつつ整備し、施設及びサービスの充実を図る。</p> <p><施設の基準></p> <p>(ア) 外部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の意匠は、和風様式を基調とすること。
山田牧場		<p><基本方針></p> <p>高原牧場及び笠ヶ岳登山の宿泊地として整備する。</p>
五色温泉		<p><基本方針></p> <p>豊富な温泉を利用した宿泊地として災害防止に配慮しつつ整備し、施設及びサービスの充実を図る。</p> <p><施設の基準></p> <p>(ア) 外部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の意匠は、和風様式を基調とすること。
スキー場	全地区共通	<p><施設の基準></p> <p>「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3年6月7日 付け環自国第315号)によるほか以下による。</p> <p>(ア) 保存緑地率</p> <ul style="list-style-type: none"> 「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3年6月7日 付け環自国第315号)の3に基づき定める。 既に基準以下となっているスキー場については、その緑地率を維持すること。

	<p>(イ) スキー場事業施設の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スキー場施設（滑降コース、ゲレンデ、スキーリフト、付帯施設等）の新設、改良又は増設（整備）は、必要最小限に留めるものとし、施設の整備に当たっては、第3章1. に掲げる主要展望地からの展望を妨げず、同章3. (2) に掲げる希少野生動植物が予定地及びその周辺に生息又は生育する場合は、当該希少野生動植物に悪影響を与えないようにすること。 <p>① 滑降コース・ゲレンデ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 滑降コース・ゲレンデの整備は、利用上必要不可欠な場合に限ること。 ● 滑降コース・ゲレンデの配置は、充分な施設間隔を保つこと。 ● 滑降コース・ゲレンデの幅は50m以下とすること。既に幅が50mを超えている滑降コース・ゲレンデの整備は、従前の幅を超えないように行うこと。 ● 滑降コース・ゲレンデの整備は、スキーリフトの起終点、中継点又はスキーリフト沿線の地域で利用上必要な場合に限るものとし、その規模は必要最小限とすること。 ● 滑降コース・ゲレンデの整備は、原則として自然地形を維持し、安全確保上やむを得ない場合を除き土地の造成を行わないこと。やむを得ず造成する場合は、必要最小限の規模とし、速やかな緑化を図ること。 <p>② スキーリフト</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト支柱の色彩は、こげ茶色とすること。 <p>③ 建築物の規模・外部意匠・色彩・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の高さは15m以下とすること。 ● 屋根の形状は、2/10～5/10の勾配を有する切妻、寄棟等の勾配屋根とすること。ただし、小規模な車庫、倉庫等についてはこの限りではない。 ● 屋根の色彩は、こげ茶色系、黒色系又は銅板葺きの素材色とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も認める。 ● 壁面の色彩は、茶色系とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色、また、公園利用者から望見されない場合は、白色系又は黒色系も認めるものとする。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車庫、倉庫等小規模な付帯建築物は、極力主たる建築物と一体的に整備すること。 ● 法面や裸地が生ずる場合は、道路（車道）各地区共通<施設の基準>(ウ)法面処理に準じて取り扱うこと。 ● 支障木は極力周辺へ移植を行い、修景緑化を図ること。 ● 工事によって生じた岩石は、極力土留め材料等に有効活用すること。 ● スキー場内の放送等音響や人工造雪機の使用については、必要最小限とすること。
--	---

		<ul style="list-style-type: none">● 融雪防止剤等は、自然環境への影響が懸念されるため使用しないこと。● 車道沿線や宿舎に近接する緩斜面については、植物鑑賞、運動、ピクニック等の場としてのスキー利用期以外の活用を地域において検討すること。
--	--	---

(VII) 国立公園関係者の連携体制に関する事項

‘国の宝’である上信越高原国立公園は、すぐれた自然の風景地の保護と利用の増進だけではなく、地域振興やレクリエーションの機会の提供、生活環境の保全、文化の源泉といった面でも重要な役割を担う‘地域の宝’であり、地域の方々の力を大いに發揮することで、その価値を更に高めることができます。そのためには、より良い国立公園の将来像を地域で共有し、それを実現する地域の実情に即した仕組みを構築することが必要です。

その将来像の実現のため、国立公園の管理運営を地域の様々な主体が協働して行う仕組み（協働型管理運営体制）を構築することを目指し、関係する団体、行政機関等による情報共有、意見交換等を行う場として平成24～25年度に上信越高原国立公園高山地域連携会議及び上信越高原国立公園須坂地域連携会議が設置されました。

本会議では、両地域における国立公園の将来像である‘将来目標’、その目標を達成するために必要な活動の方針である‘行動指針’、それらに基づき各主体が実施する具体的な活動をとりまとめた‘行動計画’（将来目標に見合うものであれば、国立公園区域外における活動も含む）等を盛り込んだ‘アクションプラン’を策定しました。

このアクションプランは、平成26年度に設立された上信越高原国立公園高山地域連絡協議会及び上信越高原国立公園須坂地域連絡協議会に引き継がれ、国立公園の適正な管理運営と両地域の地域振興のために役立てられています。

両協議会では、行動計画等の進捗状況を定期的に確認・評価するとともに、課題の抽出やその対応について検討し、その結果を行動計画等にフィードバックしていきます。また、こうした取組を通じて各主体の連携強化や国立公園の管理運営に関する意見の取りまとめなどを行うこととしています。

(VIII) その他

これまでの公園計画再検討及び管理計画改定の作業経緯から、四阿山系については、須坂市域からなる須坂管理運営計画区と上田市域及び嬬恋村域からなる菅平管理運営計画区とに分割されています。しかし、四阿山系は、地形及び地理的条件並びに公園利用の状況から、一体的に公園管理を行うことが望ましいため、Ⅲ1.「管理運営の基本方針と将来目標の位置づけ」及び平成26年度から始まった‘協働型管理運営体制の仕組み’を維持するよう努めつつ、将来的に菅平管理運営計画区と須坂管理運営計画区を統合し、新たに四阿山系管理運営計画区（仮称）として設定することを検討します。

【参考文献名】

- 1) 「上信越高原国立公園（須坂・高山地域）指定書及び公園計画書」（平成22年12月17日 環境省）
- 2) 「須坂市誌 第1巻 自然編」（平成23年12月28日 須坂市）
- 3) 「信州 高山村誌 第一巻 自然編」（平成16年3月31日 高山村）
- 4) 「信州 高山村誌 第二巻 歴史編」（平成17年3月31日 高山村）
- 5) 「信州 高山村誌 第三巻 地誌編」（平成18年9月30日 高山村）
- 6) 須坂市観光協会ホームページ及び各種パンフレット
- 7) 信州高山温泉郷観光協会ホームページ及び各種パンフレット

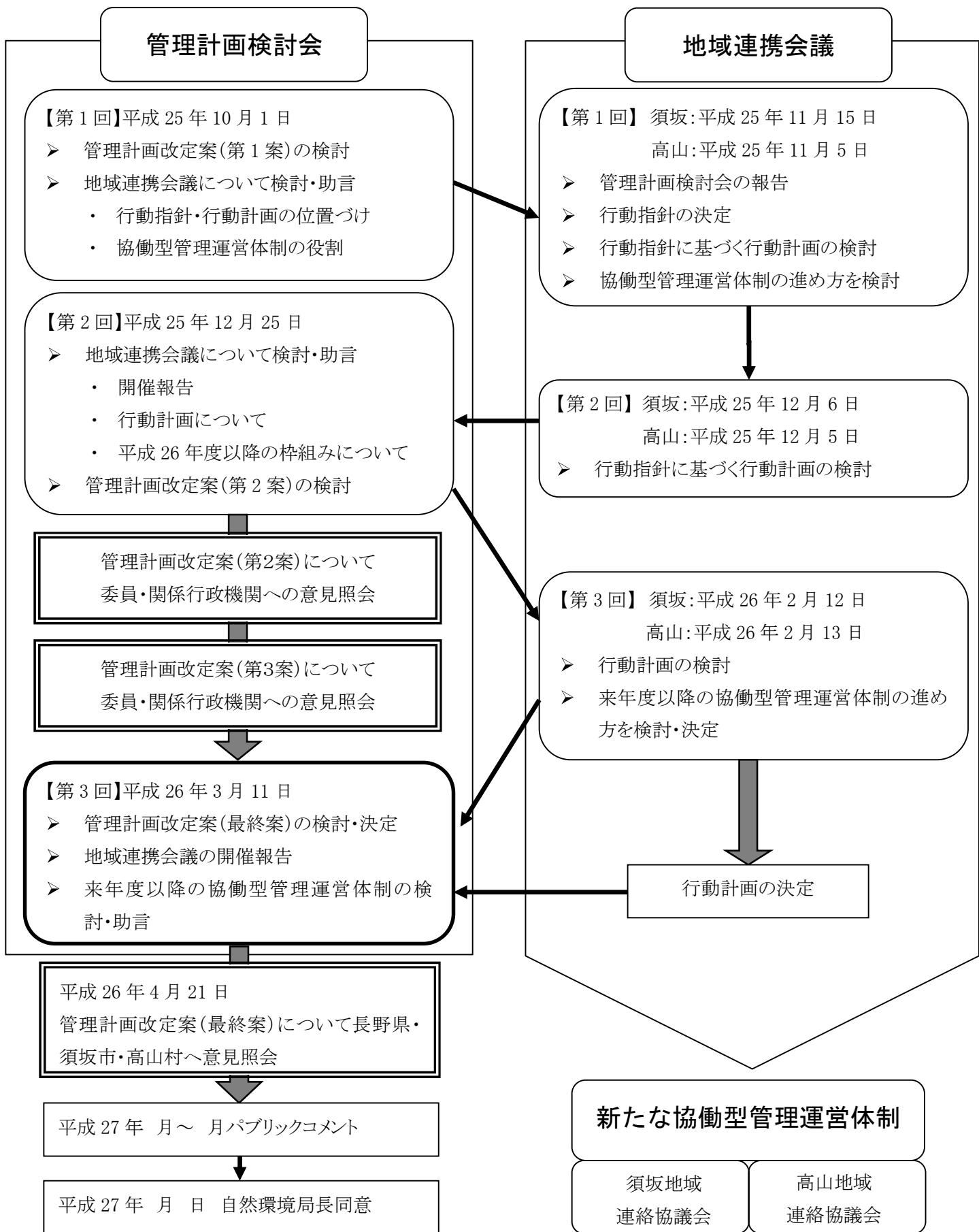
資 料 編

上信越高原国立公園（須坂・高山地域）管理計画検討会

I 検討員名簿

【検討員】	
信州大学 名誉教授	伊藤 精悟
須坂市観光協会 会長	駒津 健一
信州高山温泉郷観光協会 会長	関谷 小一郎
東京農工大学大学院農学研究院 教授	土屋 俊幸
信州大学教育学部 特認教授	渡辺 隆一
【参画行政機関】	
国の機関	北信森林管理署
県の機関	長野県 長野地方事務所
市町村	須坂市 高山村
【事務局】	
長野自然環境事務所	

II 作成経緯



上信越高原国立公園指定植物一覧表

特別地域において、採取または損傷を規制する植物は次のとおりである。

科名	種名
ミズゴケ	ミズゴケ（属名）
ヒカリゴケ	ヒカリゴケ
ヒカゲノカズラ	ミヤマヒカゲノカズラ、ヒメスギラン、スギラン、マンネンスギ、コスギラン、タカネヒカゲノカズラ
イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ、コケスギラン、ヒモカズラ、イワヒバ
ミズニラ	ヒメミズニラ
ハナヤスリ	ヒメハナワラビ（ヘビノシタ）、エゾフユノハナワラビ（ヤマハナワラビを含む。）
イノモトソウ	ミヤマウラジロ、フジシダ
オシダ	ナンタイシダ、オクヤマワラビ、ナヨシダ、ウサギシダ、イワウサギシダ、タチヒメワラビ、トガクシデンダ、コガネシダ
シシガシラ	ミヤマシシガシラ
チャセンシダ	アオチャセンシダ、クモノスシダ
ウラボシ	ミヤマウラボシ、イワオモダカ
マツ	ハイマツ
ヒノキ	ミヤマビャクシン（ミヤマハイビャクシン）、ホンドミヤマネズ
イチイ	キヤラボク
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
タデ	イブキトラノオ、ハルトラノオ、ムカゴトラノオ、ウラジロタデ、オンタデ、タカネスイバ
ナデシコ	カトウハコベ、タガソデソウ、ミヤマミニナグサ、シナノナデシコ、エゾカワラナデシコ、タカネナデシコ（クモイナデシコを含む）、センジュガシビ、タカネツメクサ、コバノツメクサ、ワダソウ、ヒゲネワチガイ、エゾフスマ（シラオイハコベ）
モクレン	オオヤマレンゲ
キンポウゲ	オオレイジンソウ、ハコネトリカブト、レイジンソウ、オンタケブシ、イヌハコネトリカブト、アズマレイジンソウ、ホソバトリカブト、ミョウコウトリカブト、ジョウシュウトリカブト、タカネトリカブト、フクジュソウ、ヒメイチゲ、ハクサンイチゲ、ミスミソウ（スハマソウ含む。）、イチリンソウ、キクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、サンリンソウ、エゾイチゲ、レンゲショウマ、ミヤマオダマキ、リュウキンカ（エンコウソウ含む。）、ミヤマハンショウヅル（コミヤマハンショウヅルを含む。）、カザグルマ、トリガタハンショウヅル、バイカオウレン、ミツバオウレン、ミツバノバイカオウレン（コシジオウレン）、シラネアオイ、アズマシロカネソウ、トウゴクサバノオ、オキナグサ、ミヤマキンポウゲ

科名	種名
キンポウゲ	イチョウバイカモ、イトキンポウゲ、ミヤマカラマツ、シキンカラマツ、モミジカラマツ、キンバイソウ、シナノキンバイ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク
メギ	サンカヨウ、クモイイカリソウ、トキワイカリソウ、ウラジロイカリソウ、トガクシショウマ（トガクシソウ）
スイレン	ヒツジグサ
ウマノスズクサ	コシノカンアオイ、ウスバサイシン（サイシン）
オトギリソウ	オクヤマオトギリ、コオトギリ、ニッコウオトギリ、イワオトギリ（ハイオトギリ）、ミヤマオトギリ（シナノオトギリ）、トガクシオトギリ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ケシ	エゾエンゴサク、コマクサ、オサバグサ
アブラナ	ミヤマハタザオ、フジハタザオ、イワハタザオ、ミヤマガラシ（ヤマガラシ）、トガクシナズナ
ベンケイソウ	ツメレンゲ、ホソバイワベンケイ（アオノイワベンケイ）、イワベンケイ、ミヤママンネングサ、チチッパベンケイ
ユキノシタ	ハナチダケサシ、アラシグサ、ハナネコノメ、コシノチャルメルソウ、ヒメウメバチソウ、オオシラヒゲソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ（コウメバチソウを含む。）、ヤシャビシャク、シコタンソウ、ヒメクモマグサ、ダイモンジソウ（ウチワダイモンジソウを含む。）、ミヤマダイモンジソウ、ウラベニダイモンジソウ、クロクモソウ、フキユキノシタ、ハルユキノシタ
バラ	シモツケソウ（アカバナシモツケソウを含む。）、ノウゴウイチゴ、シロバナノヘビイチゴ（モリイチゴ）、ミヤマダイコンソウ、チングルマ、エゾノコリンゴ、イワキンバイ、キンロバイ、ミヤマキンバイ、ウラジロキンバイ、クロバナロウゲ、ミネザクラ（チシマザクラを含む。）、オオタカネバラ、タカネイバラ、カラフトイバラ、コガネイチゴ、ベニバナイチゴ、キビナワシロイチゴ、タカネトウウチソウ（ケトウウチソウを含む。）、イワシモツケ、マルバイワシモツケ
マメ	ムラサキモメンヅル、イワオオギ、シャジクソウ
フウロソウ	グンナイフウロ（タカネグンナイフウロを含む。）、アサマフウロ、コフウロ、ハクサンフウロ
トウダイグサ	ハクサンタイゲギ
ジンチョウゲ	ナニワズ
スマレ	キバナノコマノツメ、ウスバスミレ、チシマウスバスミレ（ケウスバスミレ）、オオバキスミレ、ミヤマキスミレ、エゾアオイスミレ（マルバケスミレ）、タカネスミレ（クモマスミレ）、ナエバキスミレ、ミヤマスミレ、ヒメスミレサイシン
アカバナ	アシボソアカバナ、ヒメアカバナ、ミヤマアカバナ
ミズキ	ゴゼンタチバナ

科名	種名
セリ	イワニンジン、イワテトウキ（ナンブトウギ）、ミシマサイコ、ハクサンサイコ、ミヤマゼンゴ、ミヤマセンキュウ、イブキゼリ、ミヤマニンジン、ハクサンボウフウ、オオカサモチ（オニカサモチ）、タカネイブキボウフウ、シラネニンジン、ミヤマウイキョウ（ヤマウイキョウ）
イワウメ	イワウメ、ヒメイワカガミ、イワカガミ（コイワカガミ、オオイワカガミを含む。）、イワウチワ（オオイワウチワ、トクワカソウを含む。）
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ（アキノギンリョウソウ）、ギンリョウソウ、コバノイチヤクソウ、ベニバナイチヤクソウ（ベニイチヤクソウ）、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ、コイチヤクソウ
ツツジ	ヒメシャクナゲ、クロヒメシャクナゲ、コメバツガザクラ、イワヒゲ、ハリガネカズラ、アカモノ、シラタマノキ、ジムカデ、ミネズオウ、ウラジロヨウラク（ツリガネツツジを含む。）、ガクウラジロヨウラク、ヒメツルコケモモ、ツルコケモモ、イワナシ、アオノツガザクラ、コツガザクラ（コツガザクラ）、ツガザクラ、ムラサキヤシオ、キバナシャクナゲ、ハクサンシャクナゲ（シロバナシャクナゲ、ネモトシャクナゲを含む。）、レンゲツツジ（キンレンゲを含む。）、ホンシャクナゲ、アズマシャクナゲ、サイコクミツバツツジ、アカヤシオ、オオコメツツジ、コメツツジ（チョウジ型を含む。）、トウゴクミツバツツジ、ミヤマホツツジ、サラサドウダン、ベニサラサドウダン、マルバウスゴ（ナンブクロウスゴ）、コケモモ
ガンコウラン	ガンコウラン
サクラソウ	ヤナギトラノオ、ハクサンコザクラ（ナンキンコザクラ）、クリンソウ、オオサクラソウ、ユキワリソウ、サクラソウ、ツマトリソウ、コツマトリソウ
リンドウ	トウヤクリンドウ、オヤマリンドウ、リンドウ、ハルリンドウ、タテヤマリンドウ、エゾリンドウ、エゾオヤマリンドウ、ホロムイリンドウ、ハナイカリ、ホソバツルリンドウ、ムラサキセンブリ、イワイチョウ、ミツガシワ
アカネ	ツルアリドオシ
ムラサキ	エゾルリソウ、ミヤマムラサキ、ムラサキ
シソ	カイジンドウ、ミヤマクルマバナ、ムシャリンドウ、タテヤマウツボグサ、イブキジャコウソウ（イワジャコウソウを含む。）
ナス	アオホオズキ（タカオホオズキを含む。）
ゴマノハグサ	ミヤマコゴメグサ、ホソバコゴメグサ、トガクシコゴメグサ、ヒメコゴメグサ（コバノコゴメグサ）、オオバミヅホオズキ、ミヤマシオガマ、ヨツバシオガマ、セリバシオガマ、オニシオガマ、トモエシオガマ、エゾシオガマ、ヒメクワガタ、グンバイヅル（マルバクワガタ）、ヒメトラノオ、ミヤマクワガタ、テングクワガタ、クガイソウ

科名	種名
イワタバコ	イワタバコ
ハマウツボ	オニク、キヨスミウツボ
タヌキモ	ムシトリスミレ、ヒメタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
オオバコ	ハクサンオオバコ
スイカズラ	ベニバナツクバネウツギ、リンネソウ、イボタヒヨウタンボク、コゴメヒヨウタンボク、コウグイスカグラ、オオヒヨウタンボク、キバナウツギ
オミナエシ	コキンレイカ（ハクサンオミナエシ）
マツムシソウ	マツムシソウ、タカネマツムシソウ
キヨウ	フクシマシャジン、ヒメシャジン、ミヤマシャジン、イワシャジン、ハクサンシャジン（ナカネツリガネニンジン）、イワギキヨウ、ヤマホタルブクロ、サワギキヨウ、タニギキヨウ、キキヨウ
キク	チヨウジギク、ウサギギク（エゾウサギギクを含む。）、ミヤマオトコヨモギ、アサギリソウ、ハコネギク（ミヤマコンギク）、タカネコンギク、カニコウモリ、オクヤマコウモリ、イワインチン（オオイワインチン）、モリアザミ、ホソエノアザミ、オニアザミ（ハリオニアザミを含む。）、ヤツガタケアザミ、ジョウシュウオニアザミ、ヤチアザミ、ニッコウアザミ、オキナアザミ、エゾムカシヨモギ、アズマギク、ミヤマアズマギク、ジョウシュウアズマギク、ハコネヒヨドリ、ミヤマコウゾリナ、ミズギク（オゼミズギクを含む。）、タカネニガナ、クモマニガナ、ホソバヒナウスユキソウ、ウスユキソウ、ミネウスユキソウ、マルバダケブキ、オタカラコウ、カンチコウゾリナ（タカネコウゾリナ）、オオニガナ、ミヤマキタアザミ、カルイザワトウヒレン、ミヤコアザミ、シラネアザミ、クロトウヒレン、アサマヒゴタイ、ミヤマトウヒレン、ヒメヒゴタイ、ヤハズトウヒレン、ヤハズヒゴタイ（ミヤマヒゴタイ）、キクアザミ、コウリンカ、ダキバキオン、サワオグルマ、タカネコウリンカ、ミヤマアキノキリンソウ（コガネギク）（キリガミネアキノキリンソウを含む。）、ミヤマタンポポ（タテヤマタンポポ）
ユリ	ネバリノギラン、シロウマアサツキ、シブツアサツキ、ミヤマラッキョウ、ツバメオモト、スズラン、カタクリ、ミヤマクロユリ、ヒメアマナ、キバナノアマナ、キスゲ（ユウスゲ）、アサマキスゲ、ニッコウキスゲ（ゼンティカ）、イワギボウシ、トウギボウシ、オゼソウ、ササユリ、コオニユリ、ホソバコオニユリ（タニマユリ）、クルマユリ、チシマアマナ、ホソバノアマナ、ヒメマイヅルソウ、キンコウカ、キヌガサソウ、クルマバツクバネソウ、ワニグチソウ、ヤマトユキザサ（オオバユキザサ）、ハルナユキザサ、ヒロハユキザサ、オオバタケシマラン、チシマゼキショウ（リシリゼキショウ）、イワショウブ、ハナゼキショウ（イワゼキショウ）、ヒメイワショウブ、タマガワホトトギス、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ（シロバナエンレイソウ）、アマナ

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあっては属名）
ユリ	タカネシュロソウ（ムラサキタカネアオヤギソウ）、タカネアオヤギソウ、コバイケイソウ（ウラゲコバイケイを含む。）
アヤメ	ヒオウギアヤメ
イグサ	ミヤマホソコウガイゼキショウ、タカネスズメノヒエ（ミヤマスズメノヒエ）
ホシクサ	ノソリホシクサ
イネ	コミヤマヌカボ、ミヤマヌカボ、タカネコウボウ、ヒゲノガリヤス、ミヤマノガリヤス、タカネウシノケグサ、ミヤマドジョウツナギ
サトイモ	カルイザワテンナンショウ、ヒメカイウ、ミズバショウ、ヒメザゼンソウ、ザゼンソウ
ミクリ	ホソバタマミクリ
カヤツリグサ	タテヤマスゲ、ハクサンスゲ、クリイロスゲ、イトキンスゲ、コハリスゲ、タカネハリスゲ、ダケスゲ、キンスゲ、イワスゲ クモマシバスゲ、ヌイオスゲ（シロウマヒメスゲ）、サギスゲ、ワタスゲ、ヒゲハリスゲ、ミネハリイ、ミヤマホタルイ
ラン	コアニチドリ、ミスズラン、エビネ、キンセイラん、ナツエビネ、キソエビネ、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、アオチドリ、サイハイラン、シュンラン（ホクロ）、コアツモリ、アツモリソウ、キバナノアツモリソウ、イチョウラン、サワラン（アサヒラン）、コイチヨウラン、アオスズラン（エゾスズラン）、カキラン、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ヒメミヤマウズラ、ミヤマウズラ、シュスラン、ノビネチドリ、テガタチドリ（チドリソウ）、ミヤマモジズリ、オオミズトンボ（サワトンボ）、ミズトンボ、ムカゴソウ、セイタカスズムシ、ジガバチソウ、クモキリソウ、スズムシソウ、フタバラン（コフタバラン）、ミヤマフタバラン、ホザキイチヨウラン、アリドオシラン、サカネラン、ハクサンチドリ（ウズラバハクサンチドリを含む。）、カモメラン（カモメソウ）、オノエラン、ウチョウラン、ニヨホウチドリ、コケイラン、ジンバイソウ、ミズチドリ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、マイサギソウ、タカネサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、キソチドリ、ナガバキソチドリ、オオヤマサギソウ、ミヤマチドリ（ニッコウチドリ）、ホソバノキソチドリ、トキソウ、ヒトツボクロ、トンボソウ、ショウキラン

国立公園のスキー場事業の取り扱い

公布日：平成3年6月7日環自国315号

(各都道府県知事あて環境庁自然保護局長)

昭和五四年四月一日付け環自計第二五〇号で通知した「国立公園の公園計画作成要領等について」の別紙1の「国立公園の公園計画作成要領」の一部改正については、平成三年六月七日付け環自国第三一四号で通知したところであるが、今後、国立公園における公園事業のスキー場事業(以下単に「事業」という。)の決定及び執行を行うに当たっては、自然環境の保全等を図るため、左記の事項に留意することとしたので了知されたい。

なお、本留意事項は、国定公園についても同様に取扱われたい。

記

1 環境影響調査

事業の内容及び熟度に応じて、自然環境の保全及び安全なスキー利用が図られるよう事前に十分な調査を行い、適切な対策を講じること。

2 区域の選定

昭和五四年四月一日付け環自計第二五〇号で通知した「国立公園の公園計画作成要領等について」の別紙1の「国立公園の公園計画作成要領」の第四・III・2・(2)・オ・(ア)のaからdに掲げる事項に留意すること。ただし、既に事業の決定又は執行がなされているスキー場については、既に抵触している事項に限り風致景観上の支障等が生じない範囲内において、必要に応じてその適用を免ずることができること。

国立公園の公園計画作成要領

(ア) スキー場は、他の施設に比して大規模であることから公園の風致景観の保護及び利用上極めて大きな影響力をもっているので、新設されるスキー場の計画を進めるに当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- a 特別保護地区又は第1種特別地域外であること。
- b 地形、地質、希少動植物等に関する調査を行い、原則として次に挙げる地域に係るもの又はこれらの地域に重大な影響を与えるおそれのあるものは除くこと。
 - (a) 野生植物の生育地又は野生動物の生息地又は繁殖地として重要な地域
 - (b) 地形、地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域
 - (c) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
 - (d) 高山植物群落、高標高の天然林、風衝地または湿原等の人為の影響を受けや易い地域
 - (e) 利用者の主要な眺望対象となっている地域
- c 積雪、風、気温等の気象条件がスキー場立地に適していると認められる地域であること。
- d 土地所有関係等が計画的な施設整備及び適正な管理経営を行うのに適当な地域であること。
- e 雪崩等の災害が発生するおそれのない地域であること。

3 保存緑地

スキー場の新設(新たに敷地を求めて増設する場合を含む。)に際しては、保存緑地を、スキー場の四周及びコース、ゲレンデ等の施設間に相当の幅をもってとること。

また、各スキー場の事業区域に占める保存緑地の水平投影面積の割合(以下「保存緑地率」という。)は、七〇パーセント以上とすること。

なお、保存緑地率が七〇パーセントに満たない既設のスキー場については、少なくとも現行の保存緑地率を維持するとともに、事業区域の拡張を行う際には、拡張する区域の保存緑地率を七〇パーセント以上とすること。

4 施設の設置

ア 施設の規模は必要最小限とし、その意匠は周辺の環境に調和したものとすること。

イ 極力自然地形を活かして地形の改変を必要最小限とすること。なお、やむを得ず造成を行う場合は下層植生及び表土を保存活用するとともに、造成に伴い生じる裸地は緑化すること。

ウ 人工降雪機の設置は、異常気象による少雪対策及び危険防止上必要と認められる場合に限ること。

国立公園に係るテニスコートの取扱要領

昭和 57 年 5 月 7 日 環自保第 138 号
改正 平成 7 年 4 月 25 日 環自国第 153 号

今般、テニスコートを国立公園事業の運動場事業として又は宿舎事業の付帯施設として取り扱うに当たっての要領を別紙 1 の通り定めたので、今後はこれに基づいて国立公園事業者を適正に指導されたい。

なお、地域の利用特性又は自然環境の状況等から本取扱要領によることが著しく不適當と当職が認めた場合にはこの取扱要領によらないことができるものとする。

おって、この取扱要領の運用等については、別紙 2 のとおりである。

別紙 1

国立公園に係るテニスコートの取扱要領

第 1 運動場事業としての取扱について

テニスコートを運動場事業として取り扱うに当たっては、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 1 テニスコートに係る土地の地形勾配が 10 パーセントを超えないものであること。
- 2 テニスコートの水平投影面積外周線が、次の各号に掲げるものからそれぞれ当該各号に掲げる距離以上離れていること。

(1) 公園事業たる道路その他、主として公園利用に供せられる道路の路肩	20 メートル
(2) (1) に掲げる道路以外の道路の路肩	5 メートル
(3) 敷地境界線	5 メートル
- 3 テニスコート建設に伴う土地の形状変更の規模が必要最小限のものであること。
- 4 支障木の伐採が僅少であること。
- 5 テニスコート建設による土砂の流出の恐れがないものであること。
- 6 テニスコートと同面以上の土地が同一敷地内に緑地として確保されるものであること。
- 7 テニスコートの周囲が当該地域に生育する樹木等により積極的に緑化修景される計画になつているものであること。
- 8 テニスコート及びクラブハウス等の付帯施設の意匠が周囲の自然環境と良く調和が保たれたものであること。

第 2 宿泊事業の付帯施設としての取扱について

テニスコートを宿舎事業の付帯施設として取り扱うに当たっては、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 1 当該宿舎事業が次に掲げる地域以外の地域であること。
(1) 特別保護地区又は第 1 種特別地域

- (2) 次に掲げるような貴重な自然的性質を有する地域のうち、史跡名勝天然記念物等の特別な指定がなされており、又は学術調査の結果等から(1)に掲げる地域に準ずる取扱が現になされ又はなされが必要であると認められる地域
- ア 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿地等植生復元の困難な地域
 - イ 野生動物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な地域
 - ウ 地形・地質が特異である地域または特異な自然現象が生じている地域
 - エ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
- (3) 風景鑑賞、自然探勝等の利用が中心となっている地域であって、スポーツによる利用が不適当と認められる地域
- 2 テニスコートに係る土地の地形勾配が10パーセントを超えないものであること。
 - 3 テニスコート建設に伴う土地の形状変更の規模が必要最小限のものであること。
 - 4 支障木の伐採が僅少であること。
 - 5 テニスコートを建設するに当たって、敷地内において、緑地等が次の各号のいずれかに従い確保されているものであること。
 - (1) 集団施設地区の詳細計画又は地区ごとに定められた宿舎事業取扱要領において宿舎の建ぺい率が定められており、当該建ぺい率が20パーセント以下の地区にあっては、総施設面積（敷地内にある全ての工作物（テニスコートのほか、建築物、駐車場道路等を含む。）の水平投影面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、第2種特別地域の宿舎の場合は40パーセント以下、第三種特別地域内の宿舎の場合は60パーセント以下であること。
 - (2) (1)に掲げる地区以外の地区にあっては、テニスコートと同面積以上の土地が敷地（テニスコートが宿舎と同一の敷地内に建設される場合は当該敷地面積を、また宿舎敷地以外の場所に建設される場合は当該テニスコート敷地をいう。）内に緑地として確保されるものであること。
 - 6 テニスコートの面積は、宿泊収容量に見合ったものとし、宿泊収容量が100人以下の場合は、2面以下、100人を超え200人以下の場合は3面以下、200人を超え500人以下の場合は4面以下、500人を超える場合は6面以下であること。
 - 7 テニスコートの周囲が、特にテニスコートの主要利用道路側を中心に当該地域に生育する樹木等により積極的に修景される計画になっているものであること。
 - 8 テニスコート及びその付帯施設の意匠が周囲の自然環境と良く調和が保たれたものであること。

別紙 2

取扱要領第1・6及び第2・5・(2)で「テニスコートと同面積以上の土地が同一敷地内に緑地として確保されるもの」とされているが、当該地が国有地等のように当該事業について必要最小限の土地しか使用できない等の理由により本要件を適用させることが不適当であると認められた場合には、本要件を適用するには及ばないこと。ただし、この場合においても、テニスコートの周囲に十分緑地が残されるようにする等本要件の適用による場合と同様の効果が出るように指導すること。

国立公園内におけるトレイルランニング大会等の取扱いについて

近年、山岳地の利用が多様化する中で、自然豊かな国立公園等をコースに設けるトレイルランニング大会が多数開催されているところである。

自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）は、国立公園内の歩道を走ることを制限するものではないが、一方で、多人数で走行時間を競い合いながら狭い歩道を走行することとなるトレイルランニング大会等（以下「大会等」という。）は、不適切な内容で開催されることにより、歩道の適正な維持管理の妨げ、歩道周辺の自然環境への影響、大会等に参加する者以外の一般利用者の安全で快適な利用環境の確保の妨げとなることが懸念されるところである。

このため、国立公園内における大会等の取扱いについて、下記のとおり整理したので、適正な運用のもと、国立公園内の自然環境の保全及び公園利用者の快適な利用の確保が図られるよう御配慮願いたい。

記

第1 基本的な考え方

公園計画における歩道は、公園利用の基幹的な施設として、利用者層、自然条件等地域の特性に応じた徒歩利用を確保するものであり、トレイルランニング等走行による利用を想定しているものではない。

そのため、多数の走行者が参加する大会等は、歩道の適正な維持管理の妨げ、歩道周辺の自然環境への影響、徒步利用者と走行利用者間における接触事故、静穏の阻害、混雑等公園利用者の安全で快適な利用の確保を妨げるおそれがあるため、慎重に対応することが必要である。

なお、本通知は国立公園内をコースとして開催されるトレイルランニング大会及びイベントを対象とし、個人によるランニングは含まないものとする。

第2 国立公園管理運営計画への記載について

本通知は、全国的見地からの大会等の取扱いを示すものであるが、指導に際しては、各国立公園の自然環境・利用実態等を踏まえた対応を行うべきであることから、国立公園管理運営計画ごとに取扱いを定めることが適当で

あり、地方環境事務所等は「国立公園管理運営計画作成要領」（平成 26 年 7 月 7 日環自国発第 1407073 号）に基づいて定めている国立公園管理運営計画において、同作成要領第 4（4）「適正な公園利用の推進に関する事項」として、必要に応じ、大会等のコース・期間等に係る詳細な指導事項、大会等の取扱いに係る地方自治体との連携等について記載するものとする。

第3 大会等の取扱い方針について

1 コース設定における基本的事項

- ① 特別保護地区においては、法第 21 条第 3 項の規定により「木竹を損傷すること」及び「木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること」等の行為が厳しく規制されているとおり、特に嚴重に景観の維持を図る必要のある地区であるため、これらの行為の発生が懸念される場合は、特別保護地区内を通過するコース設定は避けるよう指導すること。ただし、部分的に特別保護地区を通過する際に、競争性を生じさせない歩行区間の設定等により植生帯への踏み出し及び土壤の浸食を防止するための措置が適切に講じられる等自然環境等への影響が発生しないと考えられる場合は、地域の実情に応じて判断するものとする。
- ② 第 1 種特別地域においても、特別保護地区に準ずる風致を有し、現在の風致を極力保護することが必要な地域であることから、特別保護地区と同様に取り扱うものとする。

2 コース設定における配慮事項

- ① 走行に対して脆弱な区間（湿原や泥濘の多い湿潤な環境、高山植物群落等）が存在する場所をコースに含めないよう指導すること。
- ② 踏み荒らしによる歩道の複線化や拡幅が懸念される場所については、登山道外への踏み込み防止柵の設置等によりコースを外させない又は歩道からはみ出させない等の措置を講ずるよう指導すること。
- ③ すでに洗掘を受けている場所等については、コースに含めないこと。やむを得ず含める場合にあっては、マットの敷設により養生する等、歩道及び歩道周辺の植生への影響を生じさせない又は影響を軽減するための措置を講ずるよう指導すること。
- ④ 崩落や落石のおそれのあるガレ場や傾斜地に付けられた狭隘な登山道等をコースに含めないよう指導すること。

- ⑤ 管理運営計画等において保全対象として定められている重要な自然環境等については、特に影響が生じないように対応するよう指導すること。

3 大会等開催にあたっての配慮事項

- ① 利用者数の多いルートの混雑期等については、一般利用者への影響が特に懸念されることから、原則として大会等を開催しないよう指導すること。
- ② 大会等の開催について、ウェブサイト、公共交通機関等の掲示スペース、国立公園内外の主要な利用拠点、登山口等において、大会の開催日時、コース区間、誘導標の設置及び一般利用者に留意してもらいたい事項等を掲出し、あらかじめ周知しておくよう指導すること。
- ③ 大会等の主催者、参加者及び応援者について、遵守すべきルール（（別紙）ルール等におけるチェックリストの例参照）を設定し、自然環境の保全並びに一般利用者の安全性及び快適性を確保するよう指導すること。

4 その他の配慮事項

- ① 野生動植物への影響を回避するための専門家、自然保護団体等の意見が聴取され、反映するよう指導すること。
- ② 歩道等管理者、土地所有者及び関係行政機関等との事前調整を十分に行うよう指導すること。

第4 大会等開催に伴うモニタリング等の実施について

1 地方環境事務所等は大会等の開催が自然環境等に与える影響について、必要に応じて、以下のとおりモニタリングするよう主催者への指導を行うものとする。

なお、毎年開催するなど当該コースに関するデータが一定程度集積されている場合は、調査規模の縮小又はモニタリングを行わない等の対応を検討したうえで、主催者への指導を行うものとする。

- ① モニタリングの実施にあたっては、大会等の計画立案時にコースの事前調査を行い、モニタリング対象となる地点や対応を要する地点を洗い出しておくこと。特に開催実績のないコースについては、詳細な調査を実施すること。
- ② あらかじめ設定したモニタリングする地点において、大会等の事前及び事後の様子を写真等に収めて、比較し、評価すること。

- 2 モニタリングの結果により改変が確認される場合は、主催者に対して、原状回復措置を行うよう指導すること。

第5 その他

- 1 看板等広告物の設置等や休憩所等工作物の新築等の要許可行為については、主催者に計画書類を提出させ、審査基準等に照らし合わせて適切に指導すること。
- 2 夜間走行を含む大会等については、本通知の趣旨が十分に配慮される計画となっていることを確認すること。
- 3 本通知や国立公園管理運営計画に記載されている事項について、主催者や関係者等に、その内容を説明し、可能な限り理解を促すよう努めること。
- 4 関係行政機関等との間で十分な連絡調整を図り、連携した対応を行うこと。

(別紙) ルール等におけるチェックリストの例

対象者	配慮分野	チェック内容
主催者	環境配慮	参加者数は地域の特性等を踏まえ、適正な上限人数を検討する
		参加者が密集して走ることとなるスタート付近については、林道、農道、スキーチャンプー会場等の自然環境への影響が少ないルートとする
		必要に応じ、適当な基準のトイレを適切な箇所に配置し、適切な管理（処理方法、撤去等）を行う
		開催地域外から植物が持ち込まれないよう、競技開始前には参加者及び応援者に靴底の洗浄をさせる
		必要に応じ、住宅街や希少野生動物の生息地を避けた応援ができる場所を設定する
		保全すべき重要な自然環境等にコース設定している場合は、必要に応じ監視員を配置する
安全配慮		外的危険（落石、転落・滑落、波浪）が予見される場所（急傾斜地、岩礫地など）、脆弱な地盤、滑りやすい粘土地盤、破損のおそれのある木道等がある区間はコースとして選定しない
		競技途中で事故等の緊急事態があった場合、速やかに対応できる体制を整えておく
		参加者、応援者及び一般利用者等に対する案内や誘導表示は、混乱を招かないよう既存の標識類と区分し、分かりやすい位置、表示内容となるよう配慮する
		歩道等管理者、土地所有者立ち合い等により事前に歩道の安全点検等を行う
その他		悪天候などにより、自然環境の保全上又は参加者の安全確保上の懸念が生じた場合は、速やかに中止等の判断ができるよう意思決定の体制を整えておく
		参加者、応援者に、大会運営上の自然環境及び安全への配慮事項を周知し、徹底させる
		大会実行関係者等は、腕章等により身分を明らかにしておく
		参加者には、ゼッケン等身分を明らかにするものを着用させる

		<p>ウェブサイト、公共交通機関の運行に関する掲示スペース、国立公園内外の主要な利用拠点、登山口等において大会の開催日時、コース区間、誘導標の設置状況及び一般利用者に留意してもらいたい事項等を記載し、可能な限り大会開催の周知を行う</p> <p>大会の開催を周知するものについては、主催者の連絡先（問合せ先）を記載しておく</p> <p>主催者、参加者、施設設置者及び管理者の責任（事故発生時、他人への損害発生時）の範囲を明確化しておく</p> <p>事前調査を実施し、予め収集した大会の開催運営に必要な情報を基に、コース設定にあたる</p> <p>必要な許可等を大会開催1ヶ月前には済ませておく</p> <p>参加者、応援者を含む大会関係者に、トイレは所定の場所で済ませることを周知する</p>
参加者	全般	<p>登山者等の一般利用者を尊重し、レース中においても配慮を心掛けること</p> <p>登山者等とすれ違ったり、追い抜いたりする場合は、丁寧な声掛けを行うこと</p>
	環境配慮	<p>設定されたコース以外は走行しないこと</p> <p>トイレはできるかぎり所定の場所で済ませること</p> <p>ゴミは持ち帰るか、所定の場所に捨てるここと</p> <p>ストックはキャップの付いた状態で使用し、使用を認められた区間のみでの使用とすること</p>
	安全配慮	<p>登山者等とすれ違う場合は、登山者等を優先させること</p> <p>集団走行、並列走行は行わないこと</p> <p>夜間に走行する場合は、反射板、ライト等を着用すること</p>
	その他	ゼッケン等を身に着けておくこと
応援者	全般	主催者が設けたルールを遵守すること
	環境配慮	<p>登山者等の一般利用者を尊重し、レース中においても配慮を心掛けること</p> <p>歩道や園地など整備された場所以外に立ち入らないこと、特に自然植生のある場所に踏み込まないこと</p> <p>トイレは所定の場所で済ませること</p> <p>ゴミは原則として持ち帰ること</p>

自然公園における法面緑化指針

平成 27 年 10 月
環境省自然環境局

1. 指針の位置づけ

1. 1 指針の目的

本指針は、自然公園法の目的の一つである「生物の多様性の確保に寄与すること」を前提として、自然公園内において、生態系、種、遺伝子の 3 つのレベルでの生物多様性の保全に配慮し、周辺の環境と調和した自然回復を最終目的とする法面・斜面の緑化を行うために定める。

1. 2 指針の適用範囲

本指針は、自然公園内において、公園事業の執行及び諸行為によって生ずる裸地並びに自然発生の荒廃地などの法面・斜面を対象とするすべての緑化に適用することを基本とする。

2. 法面緑化の目的

自然公園内における緑化の目的は以下の 3 つである。

- 1) 侵食防止、法面の安定・強化に資すること。
- 2) 自然生態系の維持・修復・保全に資すること。
- 3) 周辺の自然景観との調和に資すること。

3. 基本理念

自然公園内における緑化の基本理念は以下の 3 つである。

- 1) 自然の地域性、固有性を尊重する。
- 2) 対象地域の自然条件に適合した植物の導入を基本とする。
- 3) 自然回復の順序を尊重する。

4. 基本理念に基づく方針

4.1 前提条件

- 1) 開発工事に伴う自然の改変は最小限にとどめること。
- 2) 防災上、安定した生育基盤を造ること。
- 3) 自然の回復力が發揮されやすい状態を造ること。
- 4) 地域固有の生態系に配慮し、植物を導入する場合は原則として地域性系統の植物のみを使用すること。

4.2 緑化の計画

施工対象地域内およびその周辺の植生、対象法面の状態を踏まえ、法面の安定確保を前提として、緑化目標、緑化工法、施工後の管理等についての計画を策定すること。なお、緑化に植物材料を使用する場合には、原則として地域性系統の植物のみ使用を可とすることから、必要量の植物材料を確保するための準備工（種子・表土の採取、苗木の計画栽培）の計画を早期に策定すること。

4.3 最終緑化目標

施工対象地域の植生と同様・同質の植物群落（施工対象地域に自然分布する個体群のみからなる植物群落）を最終緑化目標として設定すること。

4.4 初期緑化目標

施工対象地域に自然分布する種、および在来の自然侵入種で形成され、外来植物が過度に繁茂することなく、最終緑化目標に向けた遷移が見込める植物群落を初期緑化目標として設定すること。

4.5 緑化の工法

- 1) 緑化基礎工は侵食防止効果の高い工法とすること。また、生育基盤材には地域の生態系に影響を与えない材料を使用すること。
- 2) 植生工は、地域性種苗を用いて緑化する「地域性種苗利用工」、法面周辺からの植物の自然侵入により植生回復を図る「自然侵入促進工」、工事予定地の表土を採取して表土中の埋土種子により植生回復を図る「表土利用工」を基本とすること。
- 3) 外来種の侵入を未然に防止するよう、配慮すること。

4.6 使用する地域性種苗

使用する地域性種苗は、施工対象地域内およびその周辺に生育する草本類・木本類の中から選択し、施工対象地域での活着が見込める種苗とすること。

4.7 施工後の管理

- 1) 初期緑化目標達成までの間には、生育基盤の侵食や損壊等の状況を点検するとともに、初期緑化目標とする群落形成に必要な植生管理（植生誘導管理）を行うこと。
- 2) 初期緑化目標達成後には、最終緑化目標に向けた植生の推移をモニタリングしながら状況に応じて必要な管理等（監視的管理）を行うこと。